

指定校変更承認基準（通常学級）

区分	事由	対象学年	承認期間	添付書類等	
1	市内転居	市内転居で通学区域が変わり、引き続き転居前の学校へ通学を希望する場合。	小・中学校の全学年	卒業するまで	
2	住宅購入等（転居予定）	家の新築・購入等により転居をすることが確実であり、転居予定先の通学区域の学校へ通学を希望する場合。ただし、転居までが1年以内の場合とする。	小・中学校の全学年	転居するまで	建築確認書 売買契約書 賃貸契約書等
3	両親共働き等	両親共働き又は父子・母子家庭で、預かり先（原則として親族）又は店舗等の在る通学区域の学校へ通学を希望する場合。	小・中学校の全学年	卒業するまで	勤務証明書 営業許可書 預かり証明書等
4	身体的理由	身体障害や病弱（身体虚弱を含む。）、慢性疾患等の理由により、通学・通院等利便性のある通学区域の学校への通学が必要であると認められる場合。	小・中学校の全学年	卒業するまで	医師の診断書 校長の意見書
5	教育的配慮等	いじめ等の理由により、指定校に通学することが困難な状況であり、相当の事由があると教育長が認める場合。	小・中学校の全学年	卒業するまで	校長の意見書等、教育委員会が必要とする書類
6	その他	①兄又は姉が指定校変更又は学校選択の承認を得て通学している学校へ、弟又は妹が通学を希望する場合。	小・中学校の全学年	卒業するまで	
		②指定校変更又は学校選択により小学校を卒業した児童の中学校への進学は、原則として指定校とするが、卒業した小学校から進学すべき中学校に就学を希望する場合。ただし、その中学校が2校以上になる場合は、居住地に近い中学校とする。	中学校 新1年生	卒業するまで	
		③兄弟姉妹のいずれかの特別支援学級（固定級）への入学又は転学に伴い、兄弟姉妹を同一校へ入学又は転学させる場合。	小・中学校の全学年	卒業するまで	教育委員会が必要とする書類
		④2021年又は2022年に弟又は妹が新通学区域適用後の入学となる予定で、弟・妹が兄・姉の在籍している旧通学区域の指定校を希望する場合（同時に在籍が条件）。	中学校 新1年生	卒業するまで	
		⑤2021年又は2022年に弟又は妹が新通学区域適用後の入学となる予定で、兄又は姉が新通学区域の指定校を希望する場合（同時に在籍が条件）。	中学校 新1年生	卒業するまで	

* 6の④、⑤は、ひばりが丘中学校の移転に伴う通学区域の見直しに伴う期間限定の特例措置である。